# 印　刷　業　務　仕　様　書　（総　括　表）

| 件　名 | 令和8年度　納税通知書等印刷業務（令和9年度用） | 課　名 | 税務課 |
|---|---|---|---|

| No. | 印　刷　品　名 | 仕上寸法・規格等 | 単　価 | 部　数 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 普通徴収納税通知書 | | | 17,000部 | | ミシン目折り・両面印刷 |
| 2 | 特徴義務者用決定・変更通知（特義） | | | 19,000部 | | 片面印刷 |
| 3 | 特別徴収納税義務者用決定・変更通知書（納義） | | | 54,000部 | | 圧着様式・両面印刷 |
| 4 | 特別徴収用窓空封筒 | | | 14,000部 | | 短辺フラップ・アドヘア糊 |
| 5 | 特別徴収納入書 | | | 180,000部 | | 両面印刷 |
| 6 | 軽自動車納税通知書（OCR） | | | 18,000部 | | 両面印刷 |
| 7 | 固定資産税納税通知書（課税明細書） | | | 44,000部 | | 片面印刷 |
| 7-2 | 固定資産税納税通知書（課税明細書）共有者用 | | | 13,000部 | | 両面印刷、裏面はNo.7と同じ版 |
| 8 | 国保税納税通知書（仮算定） | | | 5,000部 | | 両面印刷 |
| 9 | 国保税納税通知書（本算定） | | | 8,000部 | | 片面印刷 |
| 10 | 介護税納税通知書（本算定） | | | 14,000部 | | 片面印刷 |
| 11 | 後期保険納入通知書（本算定） | | | 14,000部 | | 片面印刷 |
| 12 | 窓空封筒（料金後納・郵便区内特別） | | | 49,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）黄色系 |
| 13 | 窓空封筒（料金後納） | | | 17,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）黄色系 |
| 14 | 窓空封筒（料金後納・郵便区内特別） | | | 42,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）サーモンピンク系 |
| 15 | 窓空封筒（料金後納） | | | 5,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）サーモンピンク系 |
| 16 | 一括コンビニ納付書 | | | 166,500部 | | 両面印刷 |
| 17 | 督促状（コンビニ納付） | | | 21,000部 | | 圧着ハガキ・両面印刷<br>（郵便はがき用の穴・隅カット有） |
| 18 | 督促状（特徴・固定） | | | 5,500部 | | 圧着ハガキ・両面印刷<br>（郵便はがき用の穴・隅カット有） |
| 19 | 口座振替不能通知書（コンビニ納付） | | | 4,000部 | | 圧着ハガキ・両面印刷<br>（郵便はがき用の穴・隅カット有） |

| 特記事項 | | |
|---|---|---|
| | 納品期限 | 令　和　9　年　3　月　18　日 |
| | 納品場所 | 富谷市　富谷坂松田　地内 |
| | その他条件等 | ・№1～2・5～11・16の用紙は、OCR紙72Kgとする。<br>・GS1-128による標準料金代理収納ガイドラインに沿ったものとする。<br>・校正は複数回とする。<br>・使用する色は一色とする。<br>・窓空封筒は中に富谷市のマークを印字する（黒の地紋）。<br>・請求は会計別に行うこと。 |

| 予定価格計算書 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| 予定価格 | 円 | 内消費税額 | 円 | |

# 印　刷　業　務　仕　様　書　（一　般　会　計）

一般会計

| 件　名 | 令和8年度　納税通知書等印刷業務（令和9年度用） | 課　名 | 税務課 |
|---|---|---|---|

| No. | 印　刷　品　名 | 仕上寸法・規格等 | 単　価 | 部　数 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 普通徴収納税通知書 | | | 17,000部 | | ミシン目折り・両面印刷 |
| 2 | 特徴義務者用決定・変更通知（特義） | | | 19,000部 | | 片面印刷 |
| 3 | 特別徴収納税義務者用決定・変更通知書（納義） | | | 54,000部 | | 圧着様式・両面印刷 |
| 4 | 特別徴収用窓空封筒 | | | 14,000部 | | 短辺フラップ・アドヘア糊 |
| 5 | 特別徴収納入書 | | | 180,000部 | | 両面印刷 |
| 6 | 軽自動車納税通知書（OCR） | | | 18,000部 | | 両面印刷 |
| 7 | 固定資産税納税通知書（課税明細書） | | | 44,000部 | | 片面印刷 |
| 7-2 | 固定資産税納税通知書（課税明細書）共有者用 | | | 13,000部 | | 両面印刷、裏面はNo.7と同じ版 |
| 8 | 窓空封筒（料金後納・郵便区内特別） | | | 49,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）黄色系 |
| 9 | 窓空封筒（料金後納） | | | 17,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）黄色系 |
| 10 | 一括コンビニ納付書 | | | 92,000部 | | 両面印刷 |
| 11 | 督促状（コンビニ納付） | | | 21,000部 | | 圧着ハガキ・両面印刷<br>（郵便はがき用の穴・隅カット有） |
| 12 | 督促状（特徴・固定） | | | 5,500部 | | 圧着ハガキ・両面印刷<br>（郵便はがき用の穴・隅カット有） |
| 13 | 口座振替不能通知書（コンビニ納付） | | | 4,000部 | | 圧着ハガキ・両面印刷<br>（郵便はがき用の穴・隅カット有） |

| 特記事項 | | 予定価格計算書 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 納品期限 | 令　和　9　年　3　月　18　日 | | | | | |
| 納品場所 | 富谷市　富谷坂松田　地内 | | | | | |
| その他条件等 | ・№1～2・5～7-2・10の用紙は、OCR紙72Kgとする。<br>・GS1-128による標準料金代理収納ガイドラインに沿ったものとする。<br>・校正は複数回とする。<br>・使用する色は一色とする。<br>・窓空封筒は中に富谷市のマークを印字する（黒の地紋）。<br>・請求は会計別に行うこと。 | | 予定価格 | 円 | 内消費税額 | 円 |

国保

# 印　刷　業　務　仕　様　書　（国　保　特　会）

| 件　名 | 令和8年度　納税通知書等印刷業務（令和9年度用） | 課　名 | 税務課 |
|---|---|---|---|

| No. | 印　刷　品　名 | 仕上寸法・規格等 | 単　価 | 部　数 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 国保税納税通知書（仮算定） | | | 5,000部 | | 両面印刷 |
| 2 | 国保税納税通知書（本算定） | | | 8,000部 | | 片面印刷 |
| 3 | 窓空封筒（料金後納・郵便区内特別） | | | 16,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）サーモンピンク系 |
| 4 | 一括コンビニ納付書 | | | 56,000部 | | 両面印刷 |
| 計 | | | | | | |

| 特記事項 | | | 予定価格計算書 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 納品期限 | 令　和　9　年　3　月　18　日 | | | | | |
| | 納品場所 | 富谷市　富谷坂松田　地内 | | | | | |
| | その他条件等 | ・No.1～2・4の用紙は、OCR紙72Kgとする。<br>・GS1-128による標準料金代理収納ガイドラインに沿ったものとする。<br>・校正は複数回とする。<br>・使用する色は一色とする。<br>・窓空封筒は中に富谷市のマークを印字する（黒の地紋）。<br>・請求は会計別に行うこと。 | | 予定価格 | 円 | 内消費税額 | 円 |

介護

# 印　刷　業　務　仕　様　書　（介　護　特　会）

| 件　名 | 令和8年度　納税通知書等印刷業務（令和9年度用） | 課　名 | 税務課 |
|---|---|---|---|

| No. | 印　刷　品　名 | 仕上寸法・規格等 | 単　価 | 部　数 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 介護税納税通知書（本算定） | | | 14,000部 | 円 | 片面印刷 |
| 2 | 窓空封筒（料金後納・郵便区内特別） | | | 15,000部 | 円 | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）サーモンピンク系 |
| 3 | 窓空封筒（料金後納） | | | 2,000部 | 円 | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）サーモンピンク系 |
| 4 | 一括コンビニ納付書 | | | 5,000部 | | 両面印刷 |
| 計 | | | | | | |

| 特記事項 | | | 予定価格計算書 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 納品期限 | 令　和　9　年　3　月　18　日 | | | | | |
| | 納品場所 | 富谷市　富谷坂松田　地内 | | | | | |
| | その他条件等 | ・№1・4の用紙は、OCR紙72Kgとする。<br>・GS1-128による標準料金代理収納ガイドラインに沿ったものとする。<br>・校正は複数回とする。<br>・使用する色は一色とする。<br>・窓空封筒は中に富谷市のマークを印字する（黒の地紋）。<br>・請求は会計別に行うこと。 | | 予定価格 | 円 | 内消費税額 | 円 |

後期

# 印　刷　業　務　仕　様　書　（後　期　特　会）

| 件　名 | 令和8年度　納税通知書等印刷業務（令和9年度用） | 課　名 | 税務課 |
|---|---|---|---|

| No. | 印　刷　品　名 | 仕上寸法・規格等 | 単　価 | 部　数 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 後期保険納入通知書（本算定） | | | 14,000部 | | 片面印刷 |
| 2 | 窓空封筒（料金後納・郵便区内特別） | | | 11,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）サーモンピンク系 |
| 3 | 窓空封筒（料金後納） | | | 3,000部 | | 長辺フラップ・アラビア糊<br>ハーフトーン（パステルカラー）サーモンピンク系 |
| 4 | 一括コンビニ納付書 | | | 13,500部 | | 両面印刷 |
| 計 | | | | | | |

| 特記事項 | | | 予定価格計算書 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 納品期限 | 令　和　9　年　3　月　18　日 | | | | | |
| | 納品場所 | 富谷市　富谷坂松田　地内 | | | | | |
| | その他条件等 | ・№1・4の用紙は、OCR紙72Kgとする。<br>・GS1-128による標準料金代理収納ガイドラインに沿ったものとする。<br>・校正は複数回とする。<br>・使用する色は一色とする。<br>・窓空封筒は中に富谷市のマークを印字する（黒の地紋）。<br>・請求は会計別に行うこと。 | | 予定価格 | 円 | 内消費税額 | 円 |

SPACING CHART

東京都日電市長　鈴木 長一郎

長日東之電京印市都

お問合せ先

(単位:円)

▼賦課期日時点氏名・住所

| | 年税額 | 給与特徴税額 | 年金特徴税額 | 差引普通徴収税額 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |

| | |
|---|---|
| 通知書番号 | |
| 金融機関名 | |
| 口座番号 | 振替方法 |
| 口座名義人 | |

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

| 納期限 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

▼一括で納めていただく場合

＊一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

| | |
|---|---|
| 公的年金の種類 | |
| 支払者の名称 | |
| 支払者の法人番号 | |

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
(仮徴収税額)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 年金より特別徴収される額 | | | | | |

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 年金より特別徴収される額 | | | | | |

(単位:円)

▼所得金額等

| | |
|---|---|
| 給与収入 | |
| 公的年金等収入 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 合計所得金額 | |
| 繰越損失額 | |
| 総所得金額等 | |

▼所得控除額

| | |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 控除合計 | |

▼扶養親族該当区分

| 控配 | 老配 | 特定 | 同老 | 老人 | 16歳未満 | その他 | 同障 | 特障 | 他障 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

▼本人該当区分

| 未成年者 | 特障 | 他障 | 寡婦 | | 勤労学生 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

▼算出税額

| | |
|---|---|
| 税額控除前所得割 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 所得割額 | |
| 均等割額 | |
| 森林環境税額 | |
| 減免額・免除額 | |
| 年税額（住民税及び森林環境税の額） | |
| 給与・公的年金等からの特別徴収税額 | |
| 差引普通徴収税額(本年度納めていただく額) | |
| 控除不足額 | |
| (うち還付額) | |

▼課税標準額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

TITLE ECR02110 当初普徴納税通知書（当初・変更）　DATE XXXX/XX/XX　NO. 1.0.0

SPACING CHART

行数

# 給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

日電市

地方税法第41条、第319条及び第321条の４（第321条の６）第１項並びに日電市税条例第３２条の規定によって、給与所得等に係る市民税、都民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して３ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

| 特別徴収税額 | | 課税人員 | | 非課税人員 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 月割額 | 人数 | 納付額 | | 人数 | 納付額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6月分 | | | 12月分 | | |
| 7月分 | | | 1月分 | | |
| 8月分 | | | 2月分 | | |
| 9月分 | | | 3月分 | | |
| 10月分 | | | 4月分 | | |
| 11月分 | | | 5月分 | | |

（備考）

東京都日電市長　鈴木長一郎

長日東之電京印市都

| 指定番号 | | 宛名番号 | | 市町村コード | | 受給者番号 | | 特別徴収税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | | | 氏名 | | | 個人番号 | | | |

| 納付額 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月分 | | 10月分 | | 2月分 | | （摘要） | | |
| 7月分 | | 11月分 | | 3月分 | | | | |
| 8月分 | | 12月分 | | 4月分 | | | | |
| 9月分 | | 1月分 | | 5月分 | | | | |
| 変更月 | 月 | | | | | | | |


| 指定番号 | | 宛名番号 | | 市町村コード | | 受給者番号 | | 特別徴収税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | | | 氏名 | | | 個人番号 | | | |

| 納付額 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月分 | | 10月分 | | 2月分 | | （摘要） | | |
| 7月分 | | 11月分 | | 3月分 | | | | |
| 8月分 | | 12月分 | | 4月分 | | | | |
| 9月分 | | 1月分 | | 5月分 | | | | |
| 変更月 | 月 | | | | | | | |



| 指定番号 | | 宛名番号 | | 市町村コード | | 受給者番号 | | 特別徴収税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | | | 氏名 | | | 個人番号 | | | |

| 納付額 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月分 | | 10月分 | | 2月分 | | （摘要） | | |
| 7月分 | | 11月分 | | 3月分 | | | | |
| 8月分 | | 12月分 | | 4月分 | | | | |
| 9月分 | | 1月分 | | 5月分 | | | | |
| 変更月 | 月 | | | | | | | |



| 指定番号 | | 宛名番号 | | 市町村コード | | 受給者番号 | | 特別徴収税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | | | 氏名 | | | 個人番号 | | | |

| 納付額 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月分 | | 10月分 | | 2月分 | | （摘要） | | |
| 7月分 | | 11月分 | | 3月分 | | | | |
| 8月分 | | 12月分 | | 4月分 | | | | |
| 9月分 | | 1月分 | | 5月分 | | | | |
| 変更月 | 月 | | | | | | | |



| 指定番号 | | 宛名番号 | | 市町村コード | | 受給者番号 | | 特別徴収税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | | | 氏名 | | | 個人番号 | | | |

| 納付額 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月分 | | 10月分 | | 2月分 | | （摘要） | | |
| 7月分 | | 11月分 | | 3月分 | | | | |
| 8月分 | | 12月分 | | 4月分 | | | | |
| 9月分 | | 1月分 | | 5月分 | | | | |
| 変更月 | 月 | | | | | | | |


（問い合わせ先）　日電市役所　税務課　市民税係
電話03-1234-5678



| 特別徴収義務者 | 氏名又は名称 | 個人番号又は法人番号 |
|---|---|---|
| | | |

NO 0-0-1

DATE XX/XX/XXXX

TITLE ECR02090 特徴徴収通知書（当初・変更）

SPACING CHART

行数

給与所得等に係る 市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得
- 給与収入
- 給与所得（所得金額調整控除後）
- その他の所得計
- 主たる給与以外の合算所得区分（営業等／農業／不動産／利子／配当／給与／雑／譲渡・一時）
- 総所得金額①

所得控除
- 雑損
- 医療費
- 社会保険料
- 小規模企業共済
- 生命保険料
- 地震保険料
- 障・寡・ひ・勤
- 配偶者
- 配偶者特別
- 扶養
- 基礎
- 所得控除合計②

扶養親族該当区分：控除対象配偶者／老人配偶者／特定／同居老人／老人／16歳未満／その他／同障／特障／他障
本人該当区分：未成年者／特障／他障／寡婦／ひとり親／勤労学生／災害損失

（摘要）

課税標準
- 総所得③
- 山林所得
- 分離短期譲渡
- 分離長期譲渡
- 株式等の譲渡
- 上場株式等の配当等
- 先物取引

税額
- 市民税：税額控除前所得割額④／税額控除額⑤／所得割額⑥／均等割額⑦
- 都民税：税額控除前所得割額④／税額控除額⑤／所得割額⑥／均等割額⑦
- 森林環境税額⑧
- 特別徴収税額⑨
- 控除不足額⑩
- 既充当・既委託納付額⑪
- 既納付額⑫
- 差引納付額（⑨−⑫−⑪、⑪）
- 変更前税額⑬
- 増減額（⑨−⑬）
- 変更月

| 納付額 | |
|---|---|
| 6月分 | |
| 7月分 | |
| 8月分 | |
| 9月分 | |
| 10月分 | |
| 11月分 | |
| 12月分 | |
| 1月分 | |
| 2月分 | |
| 3月分 | |
| 4月分 | |
| 5月分 | |

月

給与所得等に係る 市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

| 指定番号 | 宛名番号 | 受給者番号 |
|---|---|---|
| | | |

氏名

住所

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の４（第321条の６）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して３ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

東京都日電市長　鈴木長一郎

東京都日電市長之印

特別徴収義務者名

※開封せず切り離し、直接ご本人にお渡しください。

1/6インチ省略しています。

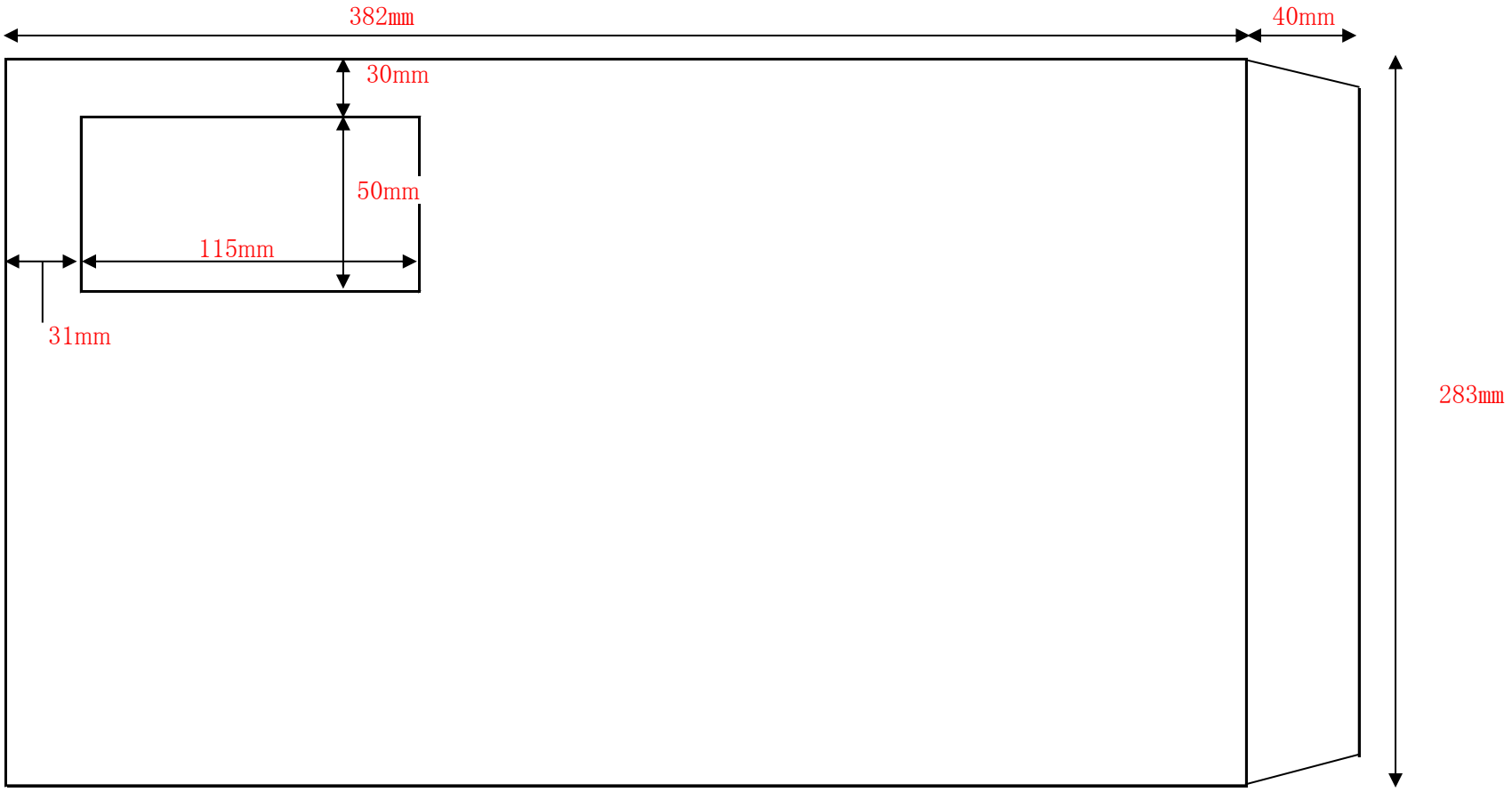
NO 1.0.0

DATE XXXX/XX/XX

TITLE ECR02097 特徴納税通知書（シーラー様式2）（当初・変更）

「特徴封筒 283mm×382mm×40mm 」

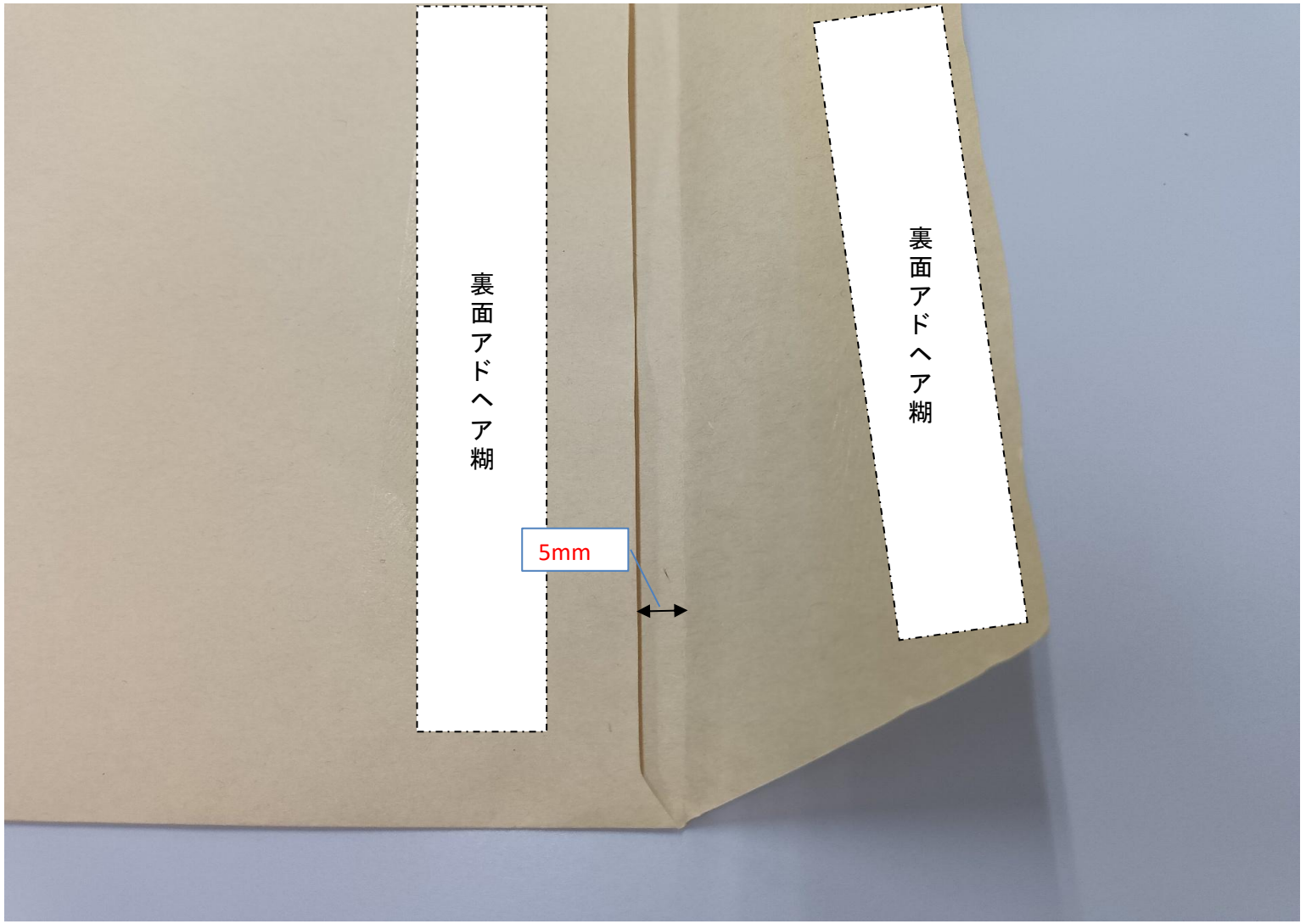
表面



裏面



※別図（拡大図）



SPACING CHART

## 領収証書 (公)

東京都日電市

| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
|---|---|---|
| XXXXXX | 0109XX-0XX960123 | 1ONNNNNNNNN<br>FONNNNNNNN |

日電市会計管理者

| 月別 | 指定番号 | 納入金額(1) |
|---|---|---|
| 2N Z9年Z9月分 | 999999999999 | ZZZ,ZZZ,ZZ9円 |

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。

| 納入金額(2) | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与分(一括徴収分を含む) | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 退職所得分 | | | | | | | | | |
| 延滞金 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 督促手数料 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 合計額 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |

納期限 2N Z9年 Z9月Z9日

ZZZZ9

(特別徴収義務者) XXX-XXXXXXXX
住所又は所在地 〒8XXXXXXX
氏名又は名称 15NNNNNNNN1NNNN
13NNNNNNNN1NN 様

領収日付印

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

## 納入書 (公)

東京都日電市

振替の請求に使用する欄 | 払出口座番号 | 払出請求人印

| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
|---|---|---|
| XXXXXX | 0109XX-0XX960123 | 1ONNNNNNNNN<br>FONNNNNNNN |

日電市会計管理者

| 月別 | 指定番号 | 納入金額(1) |
|---|---|---|
| 2N Z9年Z9月分 | 999999999999 | ZZZ,ZZZ,ZZ9円 |

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。

| 納入金額(2) | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与分(一括徴収分を含む) | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 退職所得分 | | | | | | | | | |
| 延滞金 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 督促手数料 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 合計額 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |

納期限 2N Z9年 Z9月Z9日

※ 日計 円
※印は郵便官署において使用する欄です。

(特別徴収義務者) XXX-XXXXXXXX
住所又は所在地 〒8XXXXXXX
氏名又は名称 15NNNNNNNN1NNNN
13NNNNNNNN1NN 様

領収日付印

上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保管)

## 納入済通知書 (公)

東京都日電市

| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
|---|---|---|
| XXXXXX | 0109XX-0XX960123 | 1ONNNNNNNNN<br>FONNNNNNNN |

日電市会計管理者

9999999 9999999 99999 99999 9999999

| 月別 | 指定番号 | 納入金額(1) |
|---|---|---|
| 2N Z9年Z9月分 | 999999999999 | ZZZ,ZZZ,ZZ9円 |

XXXXXX

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。

| 納入金額(2) | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与分(一括徴収分を含む) | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 退職所得分 | | | | | | | | | |
| 延滞金 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 督促手数料 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |
| 合計額 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 9 |

納期限 2N Z9年 Z9月ZZ日

取りまとめ局
1NNNNNNNNNNNNNNN
16NNNNNNNNNNNNNN (〒123-0000)

領収日付印

(特別徴収義務者) XXX-XXXXXXXX
住所又は所在地 〒8XXXXXXX
氏名又は名称 15NNNNNNNN1NNNN
13NNNNNNNN1NN 納

(受付店→取りまとめ店→市区町村)(市区町村保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

※ 青色にしている項目については、マスタ設定することで、プログラム印字する事が可能です。

(プログラム印字する場合、文字数、フォントが固定されるため、
該当項目が小さくなりますのでご注意ください。
大きさや文字数について「印字イメージ」シートの該当項目を確認ください。
また、プログラム印字項目に合わせ、プレ印字を行う項目の位置を微調整お願いします。)

上記と同じレイアウトです。

NO. 1.0.0

DATE 2025/4/1

TITLE ESR30030 特徴納入書

SPACING CHART

行数

通常払込料金加入者負担

公

加入者名 日電市会計管理者 / 口座記号番号 / 合計金額 ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9 円

収納機関番号 5XXXX / 納付番号 20XXXXXXXX1XXXXXXXX / 確認番号 6XXXX / 納付区分 3XX

納期限 NN9N9N9N9N / 通知書番号 9999999999999999 / 年度 NN9NN(NN9NNN) / 期別 4NNN

3Z 3B 8XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX

4XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXX

税(料)額 ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9 円 / 延滞金 ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9 円 / 領収日付印

督促手数料 Z,ZZ9 円 / 合計金額 ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9 円

コンビニ等収納用

34XXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXX3XXX

34XXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXX3XXX

(91;123456-7890123456789012345678

901234-5-678901-2

(ご注意) バーコードがないものであっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。

30NNNNNNNN1NNNNNNNNN2NNNNNNNNN

納付義務者名 14NNNNNNNN1NNN / 3XX-8XXXXXXX / 11XXXXXXX1 / 指定期限 NN9N9N9N9N / バーコード / 使用期限 NN9N9N9N9N

10XXXXXXX

2.0NNNNNN2NNNNNN

10NNNNNNNN

10NNNNNNNN

4.92 インチ (125 ㎜)

通常払込料金加入者負担

公

東京都日電市

納付書(原符)

発払込受領証

NN9NN(NN9NNN)

15NNNNNNNN1NNNN 4NNN

加入者名 17NNN日電市会計管理者NNNNN

口座記号番号 15XXX-XXXXXX1XXXX

税(料)額 ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9 円

延滞金 ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9 円

督促手数料 Z,ZZ9 円

合計金額 ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9 円

納付義務者名 3XX-8XXXXXXX

14NNNNNNNN1NNN

14NNNNNNNN1NNN

14NNNNNNNN1NNN

51XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX

XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5

通知書番号 9999999999999999

納期限 NN9N9N9N9N

指定期限 NN9N9N9N9N

領収日付印

※切り取らないでお通しください。

東京都日電市

6NNNNN

7NNNNNN

7NNNNNN

1.0NNNNNNNN

10NNNNNNNN

10NNNNNNNN

金融機関保管・コンビニ等店舗控

2.17 インチ (55.34 ㎜)

※切り取らないでお出しください。

軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書

30NNNNNNNN1NNNNNNNNN2NNNNNNNNN

24mm

11カラム開ける

8XXXXXXX 8XXXXXXX

22NNNNNNNN1NNNNNNNN2N

22NNNNNNNN1NNNNNNNN2N

22NNNNNNNN1NNNNNNNN2N

22NNNNNNNN1NNNNNNNN2N

22NNNNNNNN1NNNNNNNN2N

22NNNNNNNN1NNNNNNNN2N

22NNNNNNNN1NNNNNNNN2N

12XXXXXXXX1X 30XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX

5カラム開ける

3XX-8XXXXXXX

通知書番号 9999999999999999999

(帳票整理番号:20XXXXXXX1XXXXXXXX)

封筒の窓あき位置

納税義務者 46NNNNNNNN1NNNNNNNN2NNNNNNNN3NNNNNNNN4NNNN

35NNNNNNNN1NNNNNNNN2NNNNNNNN3NNNN

納期限 NN9N9N9N9N / 税額 ZZ,ZZZ,ZZ9 円 / 延滞金 ZZ,ZZZ,ZZ9 円 / 督促手数料 ZZZ,ZZ9 円

標識番号 30XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX

車種 20XXXXXX1XXXXXXX

年度 NN99NN4NNN(NN99NNN)

合計金額 ZZ,ZZZ,ZZ9 円

NN99N99N99N

24XXXXXXX1XXXXXXX2XXX

24XXXXXXX1XXXXXXX2XXX

20XXXXXXX1XXXXXXX2XXX

長日東之電京印市都

日電市長

25NNNNNNNN1NNNNNNNN2NNNN

25NNNNNNNN1NNNNNNNN2NNNN

25NNNNNNNN1NNNNNNNN2NNNN

備考 25NNNNNNNN1NNNNNNNN2NNNN

公

10NNNNNNNN

10NNNNNNNN

加入者名 17NNN日電市会計管理者NNNNN

口座記号番号 15XXX-XXXXXX1XXXX

通知書番号 9999999999999999999

(帳票整理番号:20XXXXXXX1XXXXXXXX)

収納代行

17NNNNNNN1NNNNNNN

17NNNNNNN2NNNNNNN

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

軽自動車税種別割納税証明書

12東京都日電市1NNNNNNNN1N (継続検査用)

標識番号 30XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX

有効期限 NN99N99N99N

この納税証明書は、車検において自動車検査証の返付を受ける際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

備考

24XXXXXXX1XXXXXXX2XXX

24XXXXXXX1XXXXXXX2XXX

20XXXXXXX1XXXXXXX2XXX

長日東之電京印市都

日電市長

※領収日付印のないもの及び標識番号等が＊印で消されているものは使用できません。

14XXXXXXX1XXX

14XXXXXXX1XXX

納付者保管

8.5 インチ (215.9 ㎜)

切り取り線ではありません。

※ 青色にしている項目については、マスタ設定することで、プログラム印字する事が可能です。

(プログラム印字する場合、文字数、フォントが固定されるため、
該当項目が小さくなりますのでご注意ください。
大きさや文字数について「印字イメージ」シートの該当項目を確認ください。
また、プログラム印字項目に合わせ、プレ印字を行う項目の位置を微調整お願いします。)

上記と同じレイアウトです。

NO. 1.0.0

DATE 2025/4/1

TITLE ESR30040 軽自納付書

第二校正

## 《固定資産税について》

地方税法および市町村税条例の規定により、本年１月１日現在市町村に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)に対し、固定資産税が課せられます。

固定資産税額の合計額が4,000円未満である場合には、その全額を第１期の納期限までに納付してください。合計額が4,000円以上である場合には納期が４回に分かれておりますので、各納期限までに納付してください。

## 《延滞金》

納期限までに税金を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときまたはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または金額を切り捨てます。)に延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に、年１％を加算した割合)を以下のような率で計算した延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

・納期限の翌日から１か月までの期間 …… 延滞金特例基準割合に１％の割合を加算した率か、7.3%のいずれか低い率
・その翌日からの期間 …… 延滞金特例基準割合に7.3%を加算した率

## 《督促状》

納期限の翌日から20日以内に督促状を発送します。この場合、督促手数料として100円が加算されます。

## 《滞納処理等》

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分(財産等の差押え等)を受けることになります。

## 《課税明細書について》

**【土地の課税について】**

住宅用地には課税標準の特例が適用されます。人の居住の用に供される家屋の敷地の用に供されている土地は(複数筆の場合は全体で)、住宅一戸あたり200㎡までの部分は評価額の６分の１に、それを超える部分については評価額の３分の１に軽減されます。

**【家屋の課税について】**

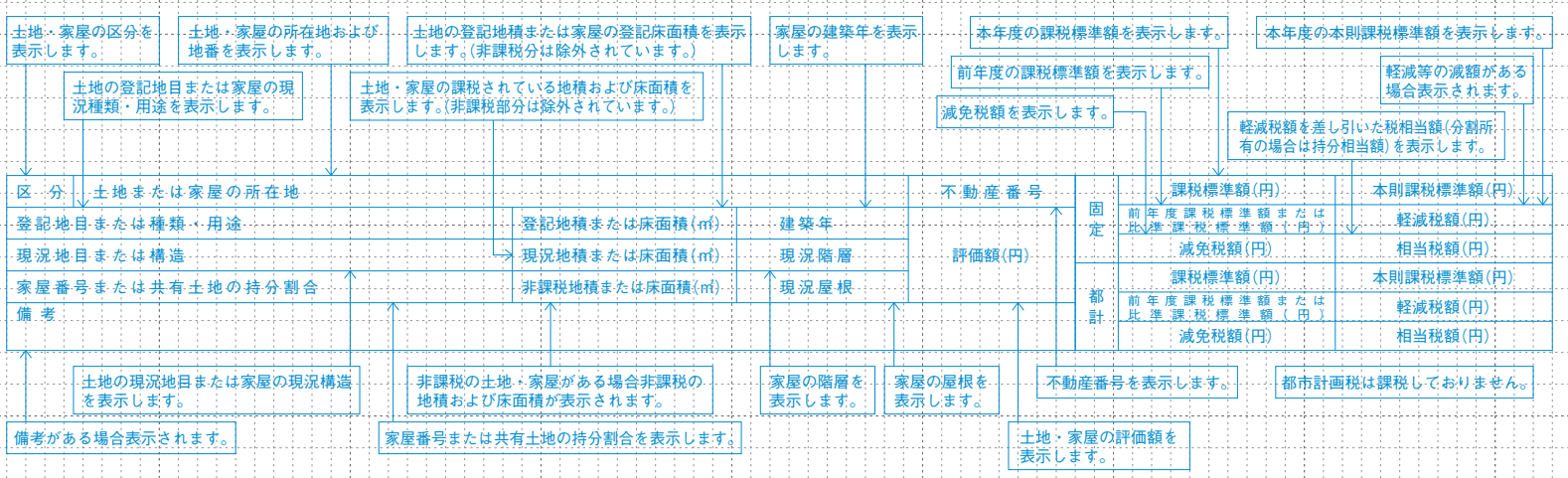
新築住宅には特例が適用されます。専用住宅または住宅部分の割合が２分の１以上の併用住宅で、床面積(併用住宅では居住部分)が50㎡以上280㎡以下の一般住宅は新築後３年度分(３階以上の中高層耐火住宅等は５年度分)、認定長期優良住宅は新築後５年度分(３階以上の中高層耐火住宅等は７年度分)に限り税額が軽減されます。

軽減される対象は、居住部分の床面積が120㎡以下の場合はその全体、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分となります。軽減される額は、対象となる床面積の２分の１に相当する金額となり、その額は「軽減税額」欄に記載されています。

固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算出します。課税標準額×税率(1.4%)＝税額となります。課税標準額のそれぞれの合計が土地で30万円、家屋で20万円、償却資産で150万円に満たない場合には、課税されません。

## 《課税明細書の見方》

課税明細書には、あなたの固定資産税(土地・家屋)の対象となった固定資産について、所在地、評価額、課税標準額を表示しています。原則として、土地は１筆ごと、家屋は１棟(家屋番号)ごとに表示しています。




※端数計算等の関係で実際の額(納税通知書に記載されている固定資産税年額)と異なる場合があります。

## 《住所等の変更について》※富谷市外にお住いの個人または法人の手続き

この納税通知書に記載されている住所や氏名(商号)に変更がある場合は、インターネットを利用してご連絡いただくか、「納税義務者の住所・氏名変更届出書」の提出をお願いします。

詳しくは富谷市ホームページをご覧願います。

※富谷市にお住いの個人の方は、原則、住民基本台帳に基づき送付先住所を確認しますので、届出は不要です。

第二校正

# 国民健康保険税納入通知書

| | |
|---|---|
| 被保険者番号 | |
| 通知書番号 | |

市印
谷之
富長

※下記口座から振替させていただきます。

| 金融機関名 | | |
|---|---|---|
| | | |
| 口座種別 | 振替区分 | 口座番号 |
| | | |
| 口座名義人 | | |
| | | |

| 納期 | 第1期 | 第2期 | 第3期 |
|---|---|---|---|
| 納付額 | 円 | 円 | 円 |
| 納期限 | | | |

第二校正

1．納税義務者
　国民健康保険税は、国民健康保険に加入する被保険者の世帯主に対して課税するもので、世帯主自身が加入していなくても世帯内に被保険者がいる場合世帯主に課税されるものです（地方税法第703条の４及び富谷市国民健康保険税条例第１条）。

2．仮算定
　この納税通知書は、確定した国民健康保険税を課税する前に、暫定として課税するものです。
　この場合、所得割額の算定に用いる総所得金額等が確定していないため、前年度の国民健康保険税額を基礎として算定し、第１期及び第２期として仮に課税するものです（地方税法第706条の２及び富谷市国民健康保険税条例第21条）。

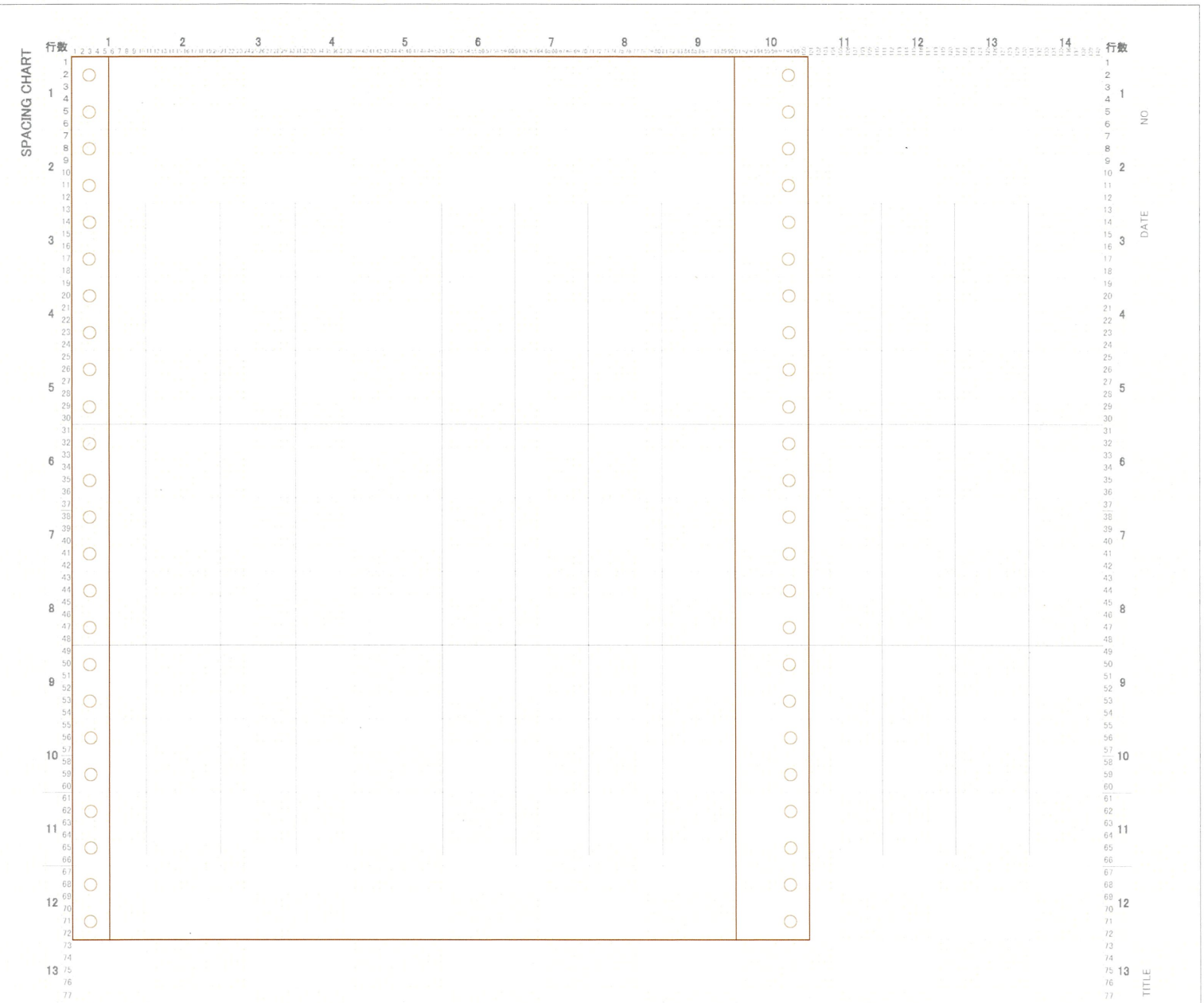
3．本算定
　総所得金額等が確定した後に国民健康保険税額を算定し、７月に課税するものです。

4．国民健康保険税に算入される介護保険第２号被保険者
　介護保険料第２号被保険者とは40歳以上65歳未満の医療保険加入者です（介護保険法第９条第２号）。
　年齢の計算は、法律により誕生日の前日に満年齢を迎える規定となっていますので、40歳の誕生日前日が属する月から算定することになります。なお、年度の途中に65歳に達する方は、65歳到達月の前月（１日生まれの場合は前々月）までの分を当初より賦課します。

5．課税に不服がある場合
　この課税について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、富谷市長に対して審査請求をすることができます。この課税の決定の取り消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、富谷市を被告として（富谷市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

6．税額修正の申出
　仮算定の税額について、本年度分の税額が、前年度分の税額の２分の１に相当する額に満たないと見込まれるときは、この納税通知書を受け取った日から30日以内に、富谷市長に対して修正の申出をすることができます。

No.9（表面）



## 1　賦課の根拠について

地方税法（以下「法」という。）第703条の４及び富谷市国民健康保険税条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、**被保険者である世帯主、又は被保険者のいる世帯主（擬制世帯主）**に対して課税します。

擬制世帯主の所得や資産は、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の計算には含まれません。

## 2　課税の内訳

保険税は、基礎課税額（医療給付費分）、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額です。詳しくは、表面の明細をご覧ください。

## 3　徴収方法について

徴収方法は、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）と特別徴収（年金からの天引き）があります。

次のすべてに該当する場合は、特別徴収（年金天引き）となります。

・世帯内の国民健康保険加入者全員が、65歳以上であること

・世帯主が国民健康保険加入者であり介護保険料が特別徴収（年金天引き）されていること

・天引き対象となる年金（老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金のいずれか）の年額が単独で18万円以上あり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金受給額の２分の１を超えないこと

・世帯主が75歳に達する年度以外

## 4　審査請求について

納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に行政不服審査法第４条の規定により市長に対して審査請求をすることができます。

## 5　延滞金・督促手数料について

納期限までに納付されない場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、その税額に以下の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

納期限の１か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合（※）に年１％を加算した割合（上限は年7.3%）、納期限後１か月を経過した期間については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）となります。

なお、納期限までに納付されないため督促状を発付した場合は、督促状１通について100円の督促手数料を徴収します。

また、督促状の発付の日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は、滞納処分を受けることになります。

※延滞金特例基準割合…財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年９月から前年８月までにおける平均に年１％を加算した割合

## 6　基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額について

基礎課税額（医療給付費分）は医療費の支払いに、後期高齢者支援金等課税額は後期高齢者の医療費にあてられます。

また、介護納付金課税額は、介護に要する費用にあてられるもので、介護保険第２号被保険者（40歳以上65歳未満の方）について算定します。

## 7　月割課税について

(1)　保険税は、加入月数に応じて月割計算します。

(2)　年度途中で75歳に到達する方の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額は、加入月数に応じて、月割計算します。

(3)　年度途中で65歳に到達する方の介護納付金課税額は月割により年度当初に課税しています。また、年度途中で40歳に到達する方の介護納付金課税額は、40歳到達の翌月に月割計算します。

## 8　軽減制度について

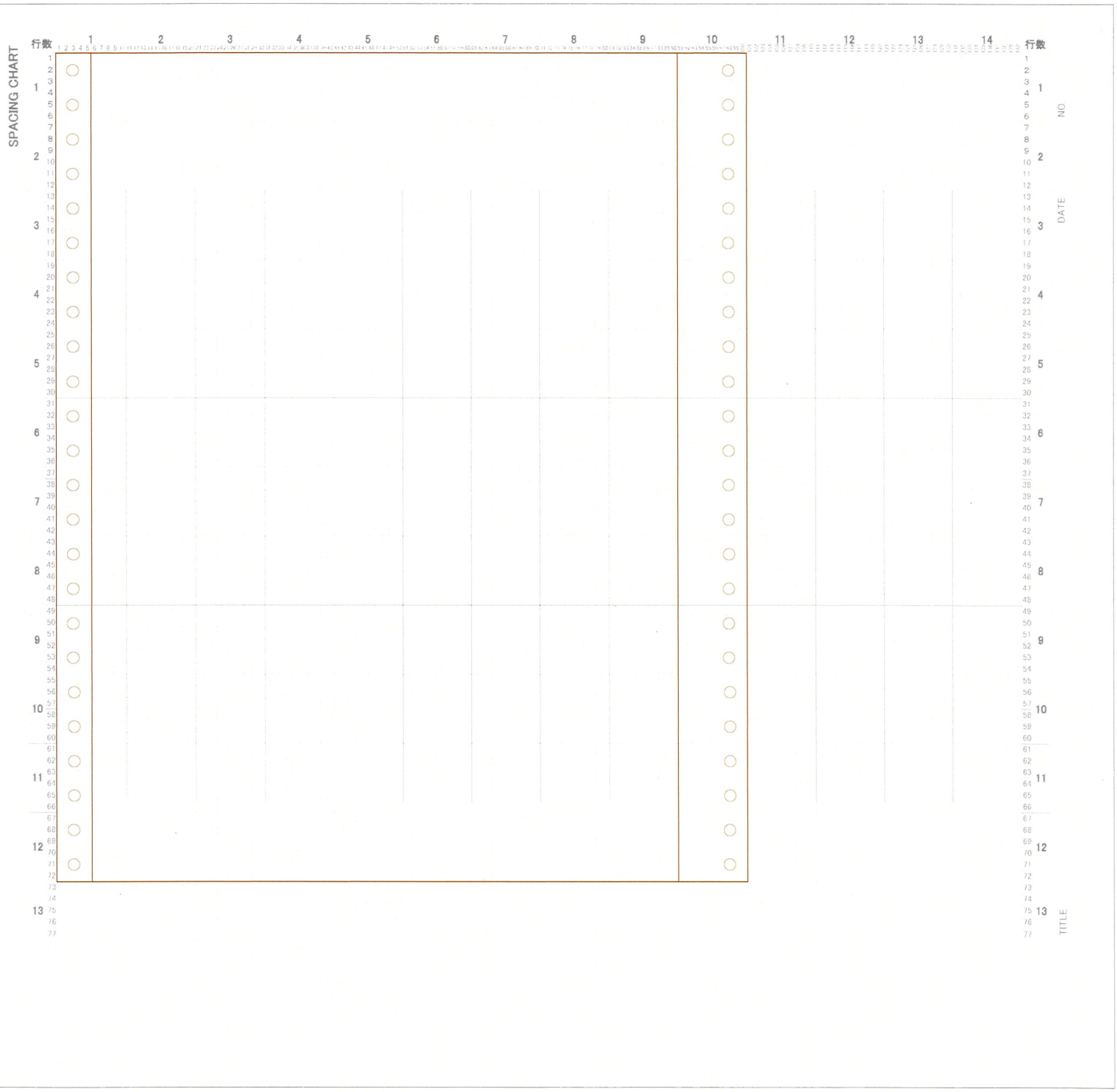
(1)　軽減判定所得の合計が一定金額以下の場合には、均等割額・平等割額の７割・５割・２割を軽減します。

(2)　世帯主の収入状況が分からないと軽減判定ができません。「市県民税の申告について」のハガキや文書が郵送された場合には必ず指定期間内に申告してください。

(3)　同じ世帯で75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険加入者が１人となった世帯（特定世帯）については、保険税の緩和措置があります。

(4)　世帯に国民健康保険に加入している18歳以下の被保険者（18歳に到達する日以後の最初の３月31日以前である方）がいる場合、その方にかかる均等割額が５割軽減されます。

No.10（表面）



No.10（裏面）

## 介護保険料について

### 1．保険料の根拠について

富谷市在住の65歳以上の方は、介護保険の第１号被保険者として介護保険法及び富谷市介護保険条例に基づいて条例で定めた保険料が課せられます。

### 2．算定基礎

所得段階に応じて保険料が定められています。所得段階別保険料額一覧表を参照してください。

※第１～５段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

### 3．介護保険料の納入方法について

介護保険料は原則として年金からの天引き（特別徴収）によって納めることになっていますが、特別徴収をすることができない場合、納入通知書（普通徴収）で納めることとなります。また、所得段階の変更などに伴い特別徴収と普通徴収を組み合わせて納めていただく場合があります。

◇特別徴収をすることができない主な理由は次の場合があげられます。

・４月１日以降に65歳になった場合
・４月１日以降に富谷市に転入してきた場合
・老齢等年金給付の額の総額が政令で定める金額未満であった場合
・年金の給付を受けなくなった場合
・その他、年金保険者が特別徴収を行わない旨を市区町村に通知した場合

### 4．介護保険料の納付義務について

普通徴収の場合、被保険者本人の納付義務以外に世帯主及び配偶者の一方も、保険料を連帯して納める義務を負います。（介護保険法第132条第2項、同条第３項）

### 5．納期限まで納付しなかった場合

⑴延滞金の加算

延滞金は納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます）に、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（その納期限の翌日から３月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した金額となります。

但し延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

⑵督促状の発送と手数料

納期限の翌日から20日以内までに納付が確認できないときは、督促状を発送します。この場合、督促手数料として100円が加算されます。

⑶滞納処分

督促状を発送した日から起算して、10日を経過した日までに保険料を完納しない場合には、滞納処分の対象となり、財産等の差押え等を受けることがあるほか、介護保険法の規定により、保険給付の支払方法変更や支払の一時差止を受けることになります。また、滞納期間に応じ保険給付の減額を受ける場合があります。

### 所得段階別保険料額一覧表

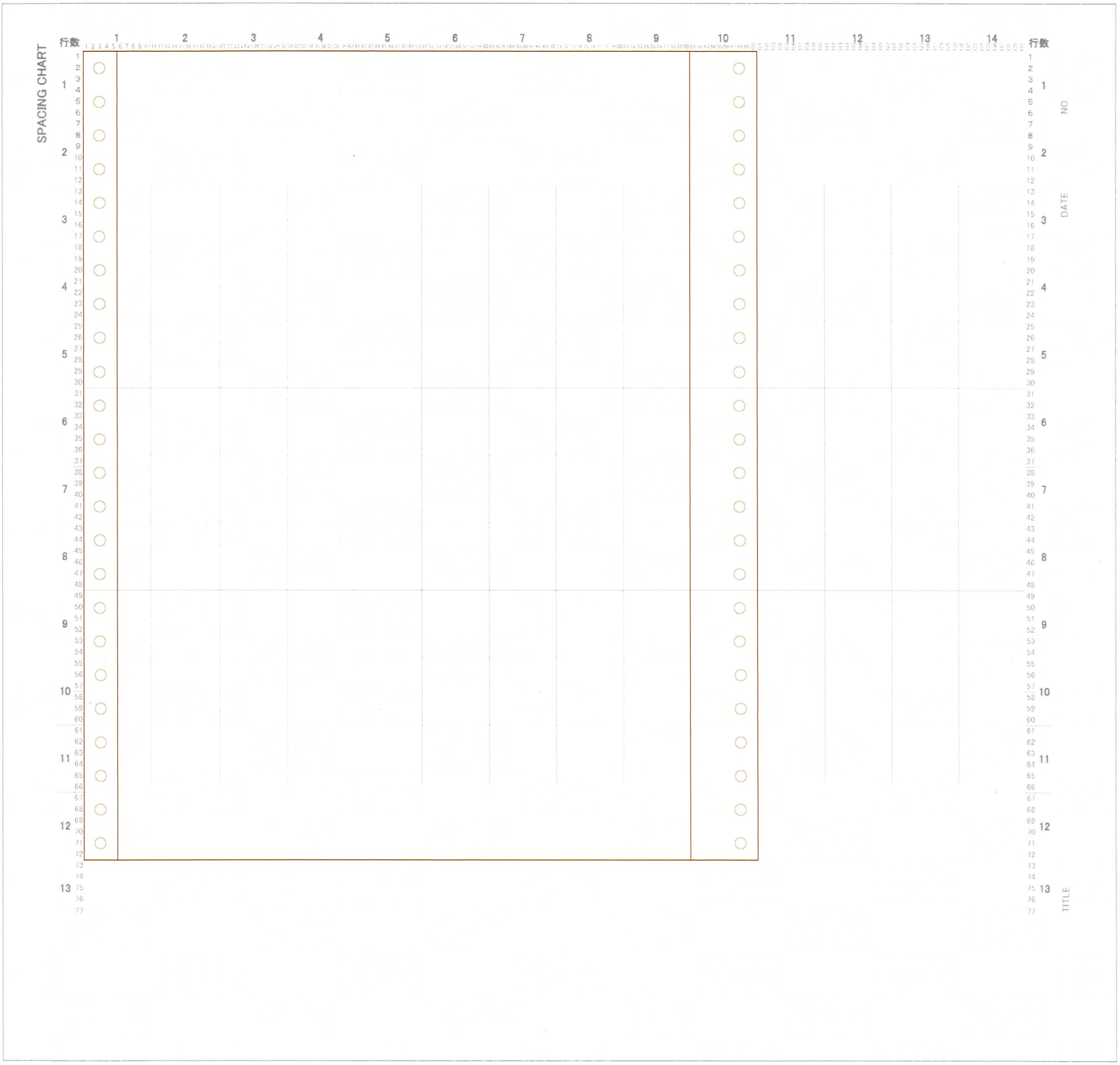
| 所得段階 | 対象者 | 年間保険料 |
|---|---|---|
| 第１段階 | ●生活保護を受給している方<br>●住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方<br>●住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万９千円以下の方 | 19,700円 |
| 第２段階 | ●住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万９千円を超え、120万円以下の方 | 27,600円 |
| 第３段階 | ●住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方 | 47,300円 |
| 第４段階 | ●住民税課税世帯（本人非課税）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万９千円以下の方 | 58,700円 |
| 第５段階 | ●住民税課税世帯（本人非課税）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万９千円超の方 | 69,000円 |
| 第６段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 82,800円 |
| 第７段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 89,700円 |
| 第８段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 103,500円 |
| 第９段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 113,900円 |
| 第10段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 117,300円 |
| 第11段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 124,200円 |
| 第12段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 127,700円 |
| 第13段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方 | 138,000円 |
| 第14段階 | ●住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 | 155,300円 |

◎年度途中で資格の異動（65歳到達や他の市区町村からの転入など）があった場合は、月割で計算します。

◎上記の合計所得金額は、「長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額を用います。また、第１段階から第５段階について、さらに「公的年金等にかかる雑所得」を控除した金額を用います。

なお、第１段階から第５段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

No.11(表面)



No. 11（裏面）

## 1　後期高齢者医療保険料賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定によって、宮城県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対し賦課されます。

## 2　翌年度の仮徴収額について

翌年度の仮徴収期（4、6、8月）は、本年度2月の特別徴収額と同額が年金から天引きとなります。改めての通知はないため、この通知書でご確認ください。

## 3　保険料の算定方法

確定年間保険料 ＝ 均等割額 ＋ 所得割額

・均等割額：一人あたり47,400円（軽減制度あり）
・所得割額：賦課のもととなる所得（※1）× 9.28%（所得割率）

なお、年度途中に納付義務及び資格の取得・喪失があるときは、月割にて算定します。

（※1）賦課のもととなる所得金額 ＝ 前年中の所得 － 基礎控除額（最大43万円）
基礎控除額は、合計所得額が2,400万円を超えると段階的に減少し、2,500万円を超えると控除適用外となります。
また、被扶養者軽減の終了後は、均等割額の軽減対象判定基準に基づいた軽減を受けることができます。

## 4　保険料の軽減制度

○所得の少ない方

同一世帯内の被保険者及び世帯主（被保険者でない方も含む）の合計所得額が次のいずれかに該当する場合、均等割額が軽減されます。

・7割軽減（均等割額14,220円）：43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
・5割軽減（均等割額23,700円）：43万円＋30万5千円×世帯の被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
・2割軽減（均等割額37,920円）：43万円＋56万円×世帯の被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

給与所得者等とは、①給与収入が55万円を超える方、②65歳未満で年金収入が60万円を超える方、③65歳以上で年金収入が125万円を超える方を言います。

○会社の健康保険などの被扶養者だった方

後期高齢者医療保険加入の前日時点で、会社の健康保険（国民健康保険、国民健康保険組合は除く）などの被扶養者だった方は、保険料額が軽減されます。

・5割軽減（均等割額23,700円）：加入から2年を経過する月まで
・負担なし（所得割額0円）：当面の間

低所得による均等割額の軽減にも該当する方は、軽減割合の高い方が優先されます。

## 5　不服申立て及び取消の訴え

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消の訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として提起することができます。（被告の代表者：宮城県後期高齢者医療広域連合長）

なお、この訴えは以下のいずれかに該当する場合を除き、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができません。

1　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
2　決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
3　その他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

【不服の申立て先】
宮城県後期高齢者医療審査会（TEL：022-211-2565）
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県保健福祉部国保医療課内）

## 6　納期限後に納付する場合

1　延滞金

納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、その保険料額に年14.6%の割合（納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については年7.3%の割合）を乗じた額を延滞金として加算し徴収します。

・納付する保険料額に1,000円未満の端数があるとき、または保険料額が2,000円未満であるときは、端数となる金額またはその全額を切り捨てます。
・年あたりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
・算出された延滞金の額に100円未満の端数があるとき、または延滞金の額が1,000円未満であるときは、端数となる金額またはその全額を切り捨てます。

2　督促手数料

納期限の翌日から20日以内に納付が確認できず督促状を発送した場合、督促状1通につき100円の督促手数料を加算して徴収します。

また、督促状の発送日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は、滞納処分を受けることになります。

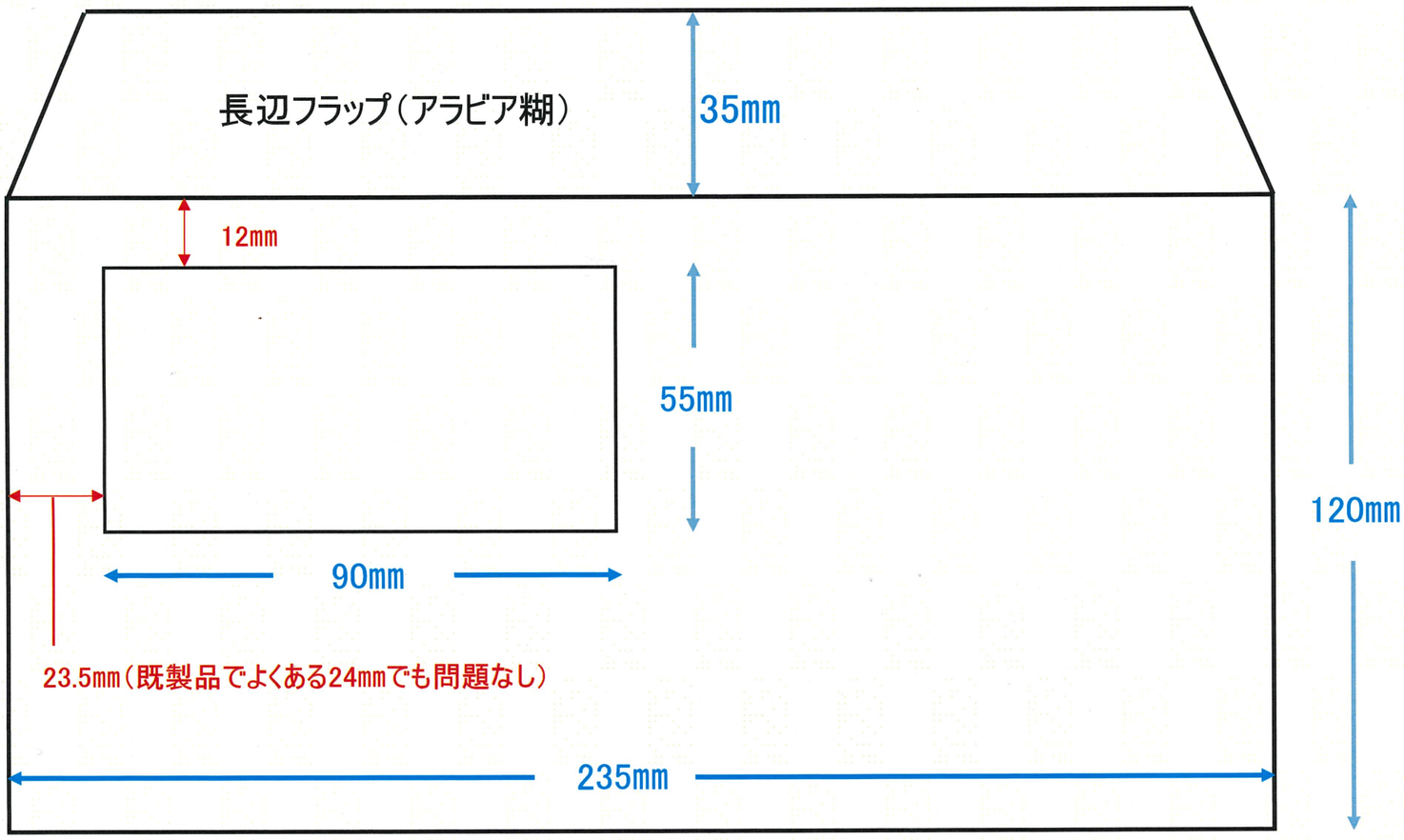
## 7　保険料に関して

【問合わせ先】
宮城県富谷市　市民生活部税務課（TEL：022-358-3164）
〒981-3392
宮城県富谷市富谷坂松田30番地

SAMPLE

# 機械封入用封筒仕様（推奨仕様）

税業務の当初納税通知書等、大量の封入作業については、機械封入を行います。機械封入を行う場合は、下記仕様の封筒を準備いただく必要があります。なお、機械封入対応の帳票については、各業務担当より別途お知らせいたします。






■機械封入用封筒（封入封緘、アラビア糊）

- サイズ：235×120＋F35mm
- 用紙厚：81．4g
- 窓（mm）：セロ窓1つ（90×55）
- 窓位置：左端から23.5mm、上端から12mm
- 長辺フラップ
- 口糊：アラビアインサータ仕様（水糊＋頭折り）
- 封筒裏面貼り方：カマス貼り

※短辺フラップは、封入封緘機での取り扱いが出来ません。

SPACING CHART

公

納付書（納入済通知書）

加入者名 / 口座記号番号 / 合計金額 / 収納機関番号 / 納付番号 / 確認番号 / 納付区分 / 納期限 / 通知書番号 / 年度 / 期別

税(料)額 / 延滞金 / 督促手数料 / 合計金額 / 領収日付印

コンビニ等収納用

（ご注意）バーコードがセブン-イレブンでも収納ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。

納付義務者名 / 指定期限 / バーコード / 使用期限

切り取り不可

東京都日電市

納付書（原符）

加入者名 / 口座記号番号 / 税(料)額 / 延滞金 / 督促手数料 / 合計金額 / 納付義務者名 / 通知書番号 / 納期限 / 指定期限 / 領収日付印

収納代行

金融機関保管・コンビニ等店舗控

東京都日電市 領収証書

下記のとおり領収しました。

加入者名 / 口座記号番号 / 税(料)額 / 延滞金 / 督促手数料 / 合計金額 / 納付義務者名 / 通知書番号 / 納期限 / 指定期限 / 領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

# 上記と同じレイアウトです。

※ 青色にしている項目については、マスタ設定することで、プログラム印字する事が可能です。

（プログラム印字する場合、文字数、フォントが固定されるため、
該当項目が小さくなりますのでご注意ください。
大きさや文字数について「印字イメージ」シートの該当項目を確認ください。
また、プログラム印字項目に合わせ、プレ印字を行う項目の位置を微調整お願いします。）

NO. 1.0.0

DATE 2025/4/1

TITLE ESR30080 一括納付書（マル公）

SPACING CHART

料金別納
郵便

8 X X X X X X X

重 要

8XXXXXXX

2 2 NNNNNNNNN1 NNNNNNNNNN2 N

12XXXXXXXX1X 30XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXXX

10XXXXXXXX

60XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX

24XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXX

40XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX

（帳票整理番号：20XXXXXXX1XXXXXXXX）

※この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折りまげたりしないでください。

この宛名面は必ず切り込みに沿って使用ください。

12NNNNNNNN1N 納付書(納付済通知書)

| | |
|---|---|
| 口座番号 | 14XXXXXXXX1XXX23 |
| 加入者名 | 17NNNNNNNNNNNNNN 口座振替会計管理者 |
| 税（料）額 | ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円 |
| 5NNNNN | Z,ZZ9円 |
| 3延NN金 | ZZ,ZZZ,ZZ9円 |
| 合計金額 | ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円 |
| 納期限 | NN99N99N99N |
| 指定期限 | NN99N99N99N |
| 備考 | 30XXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXX |

NN99NN（NN99NNN）
15NNNNNNNN1NNNN
8XXXXXXX

納付義務者名 3XX-8XXXXXXX 11XXXXXXXX1

14NNNNNNNN1NNN
14NNNNNNNN1NNN
14NNNNNNNN1NNN

通知書番号 20XXXXXXX1XXXXXXXX

35XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXX

5NNNN Z Z Z 9 円

3NN Z Z Z Z Z Z Z 9 円

コンビニ等収納用

34XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXX
34XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXX
|91;123d5E-7890123d5E7890123d5E78
90123d-5-E-67890I-2

30NNNNNNNN1NNNNNNNN2NNNNNNNN

ペーロード使用期限 NN99N99N99N

（ご注意）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。

上記のとおり領収しましたので通知します。

15NNNNNNNN1NNNN
15NNNNNNNN1NNNN

16NNNNNNN1NNNNN
16NNNNNNN1NNNNN
16NNNNNNN1NNNNN
16NNNNNNN1NNNNN

51XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5

取りまとめ金融機関
日電銀行、日電支店
ゆうちょ銀行、公金収受特約金事務センター

領収日付印

15NNNNNNNN1NNNN
15NNNNNNNN1NNNN

10NNNNNNNN
10NNNNNNNN

（QRコードが無い場合）
ATMでのお取り扱いはできません。

東京都

12NNNNNNNN1N 納付書(原符)

| | |
|---|---|
| 口座番号 | 14XXXXXXXX1XXX23 |
| 加入者名 | 17NNNNNNNNNNNNNN 口座振替会計管理者 |
| 税（料）額 | ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円 |
| 5NNNNN | Z,ZZ9円 |
| 3延NN金 | ZZ,ZZZ,ZZ9円 |
| 合計金額 | ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円 |
| 納期限 | NN99N99N99N |
| 指定期限 | NN99N99N99N |
| 備考 | 30XXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXX |

NN99NN（NN99NNN）
15NNNNNNNN1NNNN
8XXXXXXX

納付義務者名 3XX-8XXXXXXX

14NNNNNNNN1NNN
14NNNNNNNN1NNN
14NNNNNNNN1NNN

51XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX
XXXXXXXXXX4XXXXXXX5

通知書番号 20XXXXXXX1XXXXXXXX

上記のとおり納付します。

領収日付印

8NNNNNNN
8NNNNNNN
取扱庁行
8NNNNNNN
8NNNNNNN

金融機関保管・コンビニ等店舗控

東京都

16NNNNNNN1NNNNN
16NNNNNNN1NNNNN

NN99NN（NN99NNN）
15NNNNNNNN1NNNN
8XXXXXXX

納付義務者名 3XX-8XXXXXXX

14NNNNNNNN1NNN
14NNNNNNNN1NNN
14NNNNNNNN1NNN

51XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX
XXXXXXXXXX4XXXXXXX5

通知書番号 20XXXXXXX1XXXXXXXX

6NNNNN 24XXXXXXXX1XXXXXXXXXX

36XXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX

18NNNNNNNN1NNNNNNN
18NNNNNNNN1NNNNNNN
18NNNNNNNN1NNNNNNN

NN99N99N99N
24XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXX
24XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXX
20XXXXXXXX1XXXXXXXX

上記のとおり領収しました。

領収日付印

8NNNNNNN
8NNNNNNN
取扱庁行
8NNNNNNN
8NNNNNNN

納付者保管・収入印紙不要

（例）
口座振替不能通知
兼領収証書

督促状兼領収証書

※備考等が24桁を超える場合は、30桁の項目は印字する。

（例）
上記のとおり未納になっていますので上記指定期日までにこの納付書にて納付してください。

※ 青色にしている項目については、マスタ設定することで、プログラム印字する事が可能です。

（プログラム印字する場合、文字数、フォントが固定されるため、
該当項目が小さくなりますのでご注意ください。
大きさや文字数について「印字イメージ」シートの該当項目を確認ください。
また、プログラム印字項目に合わせ、プレ印字を行う項目の位置を調整お願いします。）

上記と同じレイアウトです。

NO. 1.0.0

DATE 2025/4/1

TITLE ESR30241 納付書（シーラー様式）

SPACING CHART

料金別納
郵便

親 展

日 電 市 長

東京都
日之電市長

上記と同じレイアウトです。

NO. 1.0.0

DATE 2025/04/01

TITLE ESR02016 督促状（シーラー様式）